

回数 (年数)	問 題
第73回 (5年)	<p data-bbox="244 222 452 251">〔第一問〕 - 50点 -</p> <p data-bbox="267 266 395 295">問1 (30点)</p> <p data-bbox="267 311 1223 386">2以上の都道府県において事務所を設けて事業を行う普通法人について、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。ただし、延滞金、加算金及び還付加算金に係る説明は要しない。</p> <p data-bbox="288 401 768 473">(1) 期限後申告納付及び修正申告納付 (2) 当該普通法人が更正の請求をできる場合</p> <p data-bbox="267 537 395 566">問2 (20点)</p> <p data-bbox="267 581 1223 788">税理士であるあなたは、鉄道事業を行っているS株式会社（以下「S社」という。）で税務申告を担当している甲氏から、第9期事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度）分の事業税の申告について相談を受けた。S社の事業税額の算定に当たっての留意事項を中心に説明したいがどのように説明すべきか、次の【資料】に基づき述べなさい。</p> <p data-bbox="288 803 1067 832">なお、課税標準及び税額は、事業部門ごとに別々に算定するものとする。</p> <p data-bbox="288 896 363 925">【資料】</p> <ul data-bbox="322 940 1223 1414" style="list-style-type: none"> ・ S社は資本金の額20,000,000,000円であり、設立以来、鉄道事業を行っている法人である。 ・ S社は令和5年4月1日から新たに電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）を開始した。 ・ S社は鉄道事業及び小売電気事業は基本的に区分経理しているが、一部、両事業に共通の収入及び経費がある。 ・ S社の各事業における事務所又は事業所の所在状況は次のとおりである。 鉄道事業 ： A県、B県 小売電気事業 ： A県、B県、C県 ・ 事業税の税率は、A県及びC県では地方税法に定める標準税率、B県では同法に定めるいわゆる制限税率と同一の率を適用している。